

つくば市筑波山及び宝篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置を規制する条例

平成28年7月1日

条例第44号

(目的)

第1条 この条例は、筑波山及び宝^{きょう}篋山における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し必要な規制を行うことにより、森林の伐採及び土砂災害の誘発を防止し、もって筑波山及び宝^{きょう}篋山の景観、豊かな自然環境及び安全で安心な生活環境の保全及び形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項第1号の太陽光及び同項第2号の風力をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 土地に自立して設置される再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 事業 再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業をいう。
- (4) 事業者 事業を行う者をいう。

(事業の禁止)

第3条 次に掲げる区域（以下「事業禁止区域」という。）においては、事業を行ってはならない。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域

(2) 筑波山及び宝^{きょう}篋山の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域

(3) 前2号に掲げる区域と一体的な区域として別図に掲げる区域
(報告及び立入調査)

第4条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に事業に係る土地に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする市の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第5条 市長は、この条例の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該事業の停止その他違反を是正するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(公表)

第6条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後において、再生可能エネルギー発電設備の新設工事に着手する行為について適用する。